

## 令和7年度 関東森林管理局分収林評価委員会議事概要

1 日 時 令和7年12月17日（水） 10時00分～11時40分

2 場 所 関東森林管理局 会議室

3 出席者 《委員長》壁村 秀水（技術士（森林部門））  
《委員》橋爪 健（弁護士）、石川 直美（不動産鑑定士）  
《事務局》森林整備部長、森林整備課長、資源活用課長、  
企画官、地域業務対策官、供給計画係長、  
分収林係長、一般職員

### 4 議題

福島県安達郡大玉村大字玉井 前ヶ岳国有林7あ2林小班外30箇所の分収育林契約箇所、及び静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺 雲路国有林828い林小班の分収造林箇所における国による持分の買受（清算）金額の算定について

### 5 議事概要

関東森林管理局から立木評価の考え方、国による持分の買受価格の算定基礎等について説明の後、各議案について審議が行われた結果、適正に評価されていると判断された。

なお、審議で出された主な意見等は次のとおり。

(委員)	分収造林の契約において口数は買受金額に関係するのか。
(事務局)	分収造林契約は、一定の面積を国と分収造林組合等とで契約を行っているため、相手方は1者となっている。 口数の設定はないが、一定の分収割合が定められている。
(委員)	立木の本数や材積はどのように算出しているのか。
(事務局)	分収林の場合は、毎木で調査を行い、本数・材積を算出している。

(委員)	立木の調査をする際、広範囲であると人件費などの費用も増加するのか。
(事務局)	調査面積や調査地までの移動距離などによっても費用はかかり増しになる。
(委員)	分収造林契約では当初の設定金額というものはないのか。
(事務局)	分収造林契約は、契約者自身が事業費を負担し裸地から造林を行っていく制度であるため、設定金額というものはない。
(委員)	昨今の異常気象は、立木の生育状況に影響を与えているか。
(事務局)	異常気象によって立木の生育状況に影響が出ることは把握していない。なお、植栽したばかりの苗木の場合は影響が出る可能性はある。
(委員)	木材の市場は、市場として機能しているのか。
(事務局)	原木市場は森林組合系統や企業など様々な形態があり、機能を果たしている。なお、市場は各県に所在している。
(委員)	国として木材価格の動向についてどう考えているのか。
(事務局)	木材の需要が高まり価格が上昇している場合は、国有林からの木材供給を前倒しし、価格が下落傾向であれば、供給を抑えるという供給調整を行う場合がある。
(委員)	今後の木材価格の動向も評価に考慮しているのか。
(事務局)	今後の見込みは考慮せず、現在の市場の実績データを使って評価している。
(委員)	災害により被災した際はどのように取り扱われるのか。
(事務局)	分収育林は、契約時に森林保険に加入しており、被災した際は森林保険金として補填されることとなる。

(委員)	人件費等の費用が高騰しているのに対し、木材の市場価格があまり上昇していない状況下で、どのような対応策を考えているのか。
(事務局)	高性能林業機械を活用することにより、生産効率をよくする取組みをしている。ただし、日本は急峻な地形が多いため、外国のような大型の高性能林業機械は導入しにくい状況もある。
(委員)	年数が経てば立木は大きくなるが、それによって木材の価格は上昇しないのか。
(事務局)	集成材やバイオマス発電への木材チップの利用など、木材加工技術の進歩や使われ方が変わったことから、必ずしも太い木が高く売れるというわけではない。
(委員)	熊の出没が多くなっている件について、人件費などに影響はあるのか。
(事務局)	評価の経費に、熊対策の経費は含んでいない。
(委員)	皆伐した箇所は再造林しているのか。
(事務局)	伐採後は植栽している。
(委員)	林業機械はどのくらい導入しているのか。
(事務局)	若い従業員の中には、機械のオペレータをやりたい人も多く、そのような人を呼び込むため、高性能機械を新しく導入する企業もある。
(委員)	大径材の利用はどのように進めているのか
(事務局)	補助金制度等により大径材を扱える林業機械の導入を推し進めている。また、立木の列の間に入り、径 60 cm くらいまでは伐採できる機械も最近開発されている。

(委員)	買受金額評価に架線と車両があるが、どちらが低コストなのか
(事務局)	集材する距離にもよるが、作業道を作ることのコストよりも、架線の設置や張り替えなどのコストの方が多くかかってしまう傾向がある。また、作業道があれば、下刈りなどの造林作業で現地まで林内車で向かうなどの利用もできる。
(委員)	架線系にせよ車両系にせよ林道などへの投資も必要と考えるがどうか。
(事務局)	林道の整備は必要と考えている。
(委員)	このような買受はいつまで続くのか。
(事務局)	分収造林は現在でも新規契約を進めているため、今後も続く見込みである。 分収育林は、一般公募で令和20年頃にすべて主伐期を迎える。なお、限定公募による契約は、令和40年頃に契約期間が満了する契約がある。
(委員)	分収育林の契約者に対して、連絡をとっているのか。
(事務局)	主伐の時期前に意向確認などの書類を、郵便物で送付している。契約者が変更になっている場合は、その都度変更手続きを行い、郵便物が届かない場合は、市町村に住所照会を行うなど所在確認に努めている。

以上